

(案)

松伏町教育大綱

平成 年 月
松伏町

1 はじめに

(1) 大綱の策定について

国では、教育行政の政治的中立性と継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化等制度の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）を改正し、平成27年4月1日から施行されました。

この改正で、地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき策定される国の教育基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとされました。

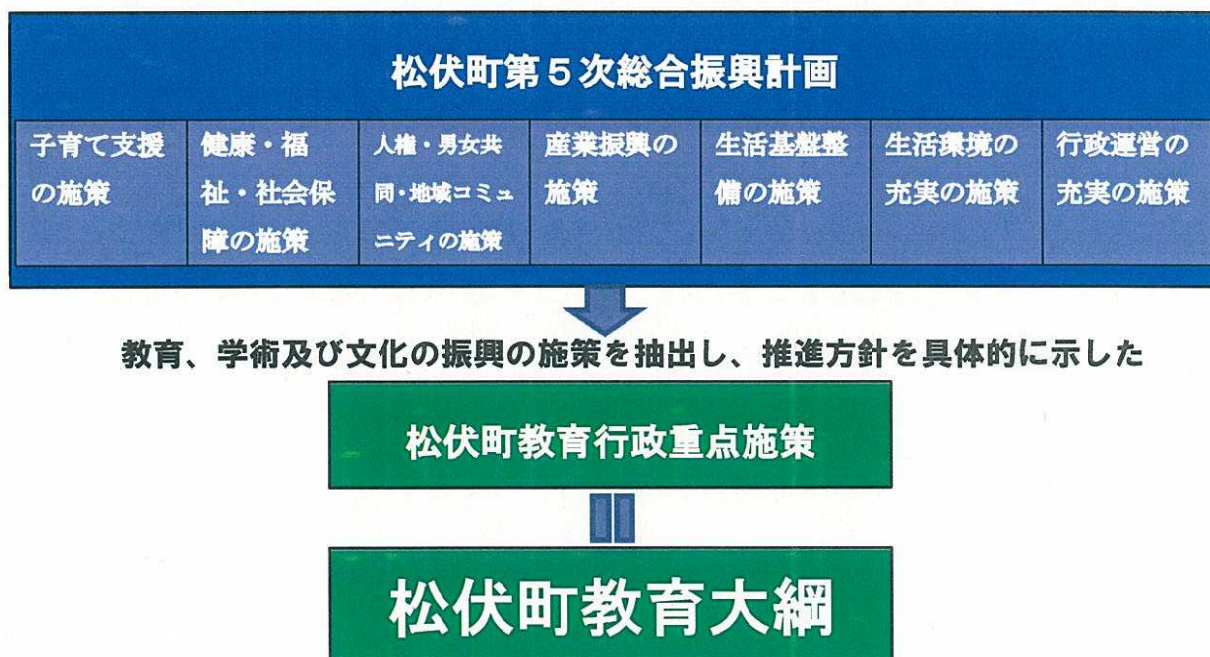
松伏町では、法の趣旨にのっとり、松伏町総合教育会議において、町長と教育委員会の協議を経て、地域の実情を踏まえ、教育施策に係る目標及び根本となる方針を定め、ここに松伏町教育大綱としてその内容を明らかにするものです。

(2) 大綱策定の考え方

松伏町では、松伏町第5次総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の教育に関する施策項目に基づき、様々な教育行政を推進しています。

また、松伏町教育委員会では、総合振興計画における町の将来像「笑顔が未来に広がる緑あふれるみんなのまち！」の実現に向け、総合振興計画に掲げられた課題の解決や指標を達成するため、松伏町教育行政重点施策を策定しています。

松伏町総合教育会議では、総合振興計画を基本として大綱を策定することとされたことから、総合振興計画の教育に関する施策項目の推進内容をより具体的に示した松伏町教育行政重点施策が法の求める大綱の趣旨に最も合致していると考えられることから、同重点施策をもって松伏町教育大綱とすることとします。



(3) 大綱の期間

松伏町教育大綱が対象とする計画期間は、総合振興計画との整合性を図るため、総合振興計画前期基本計画の終了までの4年間（平成27年度から平成30年度まで）とします。

2 教育大綱

(1) 目標と基本理念

松伏町教育大綱では、松伏町教育行政重点施策の教育行政目標である「**豊かな文化の担い手と思いやりのある心をはぐくむ松伏の教育**」を目標として掲げ、次の基本理念のもと、重点施策を推進していきます。

《基本理念》

(愛され親しまれる人づくり)

- 1 自ら学び考え主体的に行動できる人づくり (知)
- 2 他人の心の痛みが分かる人づくり (徳)
- 3 心身ともに健やかでたくましい人づくり (体)

(安心・安全な教育環境づくり)

- 1 学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくり
- 2 保護者や地域に信頼される学校・教職員づくり
- 3 安心・安全・快適な地域と施設づくり

(協働の地域社会づくり)

- 1 人権が尊重される社会づくり
- 2 町民がいつでも自由に学べ、その成果が適切に評価される生涯学習社会づくり
- 3 文化が薫り、スポーツが盛んな社会づくり

(2) 重点施策

(1) の目標達成のため、次に掲げる重点施策を推進します。なお、個々の施策の展開方法については、松伏町教育行政重点施策で示し、ここでは今後進めるべき施策を列挙するに留めます。

ア 心豊かにたくましく生きる松伏の子の育成（学校教育）

- (ア) 確かな学力の育成と創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進（知）
- (イ) 体験活動を重視した豊かな人間性を育てる教育の推進（徳）
- (ウ) 健康の保持・増進と体力向上を図る健康教育の推進（体）
- (エ) 学校・家庭・地域・関係機関が連携した開かれた学校づくりの推進
- (オ) 地域に信頼される学校運営と教職員の資質向上
- (カ) 児童生徒の命を大切にする学習環境及び施設設備の充実
- (キ) 自他の生命と人権を尊重する教育の推進
- (ク) 地域の課題に応じた特色ある教育活動の推進

イ 豊かで緑あふれるまちを創造する生涯学習の推進（生涯学習）

- (ア) 生涯学習施策の推進
- (イ) 情報収集・提供の充実
- (ウ) 人材育成・活用の充実

ウ 豊かな文化と思いやりをはぐくむ社会教育事業の推進（社会教育）

- (ア) 音楽によるまちづくりの推進
- (イ) 文化・芸術活動の支援
- (ウ) 社会教育関係団体の育成・支援
- (エ) 公民館等を活用した事業の企画及び学習内容の充実
- (オ) 家庭教育及び青少年健全育成の推進
- (カ) 人権教育・啓発の推進
- (キ) 公民館の管理及び利用の充実
- (ク) 公民館の施設・設備の整備の推進

エ 歴史・文化の保存と継承（社会教育）

- (ア) 町史の調査及び研究
- (イ) 文化財の調査及び保護
- (ウ) 町史及び文化財の普及啓発

オ スポーツ健康都市づくりの推進（社会体育）

- (ア) スポーツ・レクリエーション活動の支援と健康・体力づくり事業の推進
- (イ) 生涯スポーツの啓発
- (ウ) 生涯スポーツを支える人材の育成・確保
- (エ) スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援
- (オ) スポーツ施設利用の充実
- (カ) スポーツ施設・設備の整備の推進